

カラー版は『<http://www.toyonaka-osa.ed.jp/cms/tesima/>』をご覧ください。

## お知らせとお願い

### ①朝の南門の開放について

現在、朝の南門開放につきましては「8時開門」となっており、『学校のきまり』では、8時から8時20分の間に登校するようになっています。

しかしながら、「8時開門」前の7時50分ごろには、すでに20名以上の児童が登校しており、門の前の道路に子どもたちがあふれると危険という理由で、門の内側のスペースで待機しています。待機している子どもたちは、7時55分ごろに校舎の大きな時計を見て、教室へ移動している状況です。

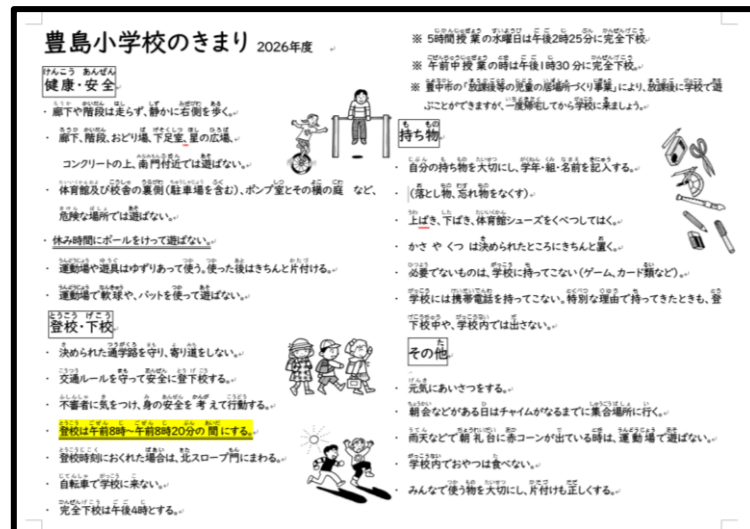
教職員の勤務時刻は8時30分から17時までと定められており、8時30分より前の時間帯については、勤務時間前に出勤してきた教職員で朝の迎え入れを行ってまいります。そのため、すべての教職員が揃っている状況ではありません。子どもたちの安心・安全のためにも以下の対応につきまして、ご協力よろしくお願い申し上げます。

『8時開門』の約束を守り、子どもたちは8時より前に登校することがないようにお家でも声掛けや送り出しをお願いします。  
※「7時開門事業」の利用者は対象外です。

### ②「豊島小学校のきまり」について

入学時に「学校案内」の中でお知らせしておりました学校のきまりにつきまして、教職員はこのきまりにそって指導を行います。

つきましては、年度当初に学校全体や各学級での確認を行いますので、裏面の「豊島小学校のきまり」を保護者の方にも改めて確認していただきますようよろしくお願いいたします。



豊島小学校のきまり 2026年度

**健康・安全**

- ・廊下や階段は走らず、静かに右側を歩く。
- ・廊下、階段、おどろき場、下足室、草の広場、コンクリートの上、南門付近では遊ばない。
- ・体育館及び校舎の裏側(駐車場を含む)、ポンプ室とその隣の庭 など、危険な場所では遊ばない。
- ・休み時間にボールを投げて遊ばない。
- ・運動場や遊具はゆりあてて使う、使った後はきちんと片付ける。
- ・運動場で軟球や、バットを使って遊ばない。

**持ち物**

- ・自分の持ち物を大切に、学年・組・名前を記入する。
- ・(傘と)し物、忘れ物をなくす。
- ・上ばき、下ばき、体育館シューズをくべつてはく。
- ・かさやくつは決められたところにきちんと置く。
- ・必要でないものは、学校に持ってこない(ゲームカード類など)。
- ・学校には携帯電話を持ってこない。特別な理由で持ってきたときも、登下校中や、学校内では使えない。

**その他**

- ・元気にあいさつをする。
- ・朝会などがある日はチャイムがなるまで集合場所に行く。
- ・雨天などで朝乳白に曇コンが出ている時は、運動場で遊ばない。
- ・学校内でおやつは食べない。
- ・みんなで使う物を大切に、片付けも正しくする。

**登校・下校**

- ・決められた通学路を守り、寄り道しない。
- ・交通ルールを守って安全に登下校する。
- ・不審者に気をつけ、身の安全を考えて行動する。
- ・登校は午前8時～午前8時20分の間にする。
- ・登校時刻におくれた場合は、北スロープ門にまわる。
- ・自転車で学校に来ない。
- ・完全下校は午後4時とする。

※5時間授業の水曜日は午後2時25分に完全下校。  
※午前中授業の時は午後1時30分に完全下校。  
※豊島市の「放課後の児童の居場所づくり事業」により、放課後に学校で遊ぶことができますが、「連絡もしてから学校に来ましょう。」

## いじめ防止基本方針について

文部科学省による「いじめ」の定義は、時代の流れの中で何度か改定されています。昭和61年には『①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてはその事実(関係児童生徒、いじめの内容等)を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないものとする。』と、されていました。

平成23年、滋賀県大津市で、中学2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺するといういたましい事件が起こります。当該中学校では、複数の同級生が、被害生徒の手足を縛って口を粘着テープで塞いだり、ハチやスズメなどの死骸を口の中に入れたり、日常的に殴る蹴るの暴行を加えたり、金品をとったりもしていたということです。いたずらの域を逸脱する悪質な事件でしたが、学校は「いじめではなくけんか」と判断し、教育委員会も隠蔽するような対応を見せたため多くの批判が集まりました。

この事件の他にも、いじめ事案が全国的に増加しその問題が深刻化したことを受け平成25年、いじめの早期発見や報告を学校に義務づける「いじめ防止対策推進法」が制定されました。そこで、再定義されたのが、以下の文章です。

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、**当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。**」とする。

つまり、当該児童が「いじめられた」と感じていたら「いじめ」事案となり、外部が「いじめでない」と判断するものではない。ということになります。

具体的ないじめの例としては、以下のようなものがあります。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など・・・

学校は、子どもたちにとって安心・安全な場所でなければなりません。「いじめは、『いつでも』『どこでも』『誰にでも』起こりうるものである」という認識のもと、友だちとの間でいやな思いをする子がいないように、いたら解決できるように校内体制を構築して対応していきます。未然防止、早期発見に努めながら、いじめが起こった際は、アンケートや聞き取りをもとに事実関係を明らかにし、保護者とも連携しながら、迅速で適切な指導・支援を行うようにしています。お子さんやクラスの様子で気になることなどがありましたら、学校までお知らせください。

★本校の「いじめ防止基本方針」は、学校ホームページに掲載しています。